

飯田地球温暖化対策地域協議会「いいだ温暖化防止の環」規約

平成19年10月1日制定

平成21年5月29日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、飯田地球温暖化対策地域協議会という。

2 この協議会の通称は、「いいだ温暖化防止の環」（以下、「温暖化防止の環」）という。

3 「温暖化防止の環」を表象するものについては、別に定めるものとする。

(事務所)

第2条 「温暖化防止の環」は、事務所を飯田市内に置く。

(目的)

第3条 「温暖化防止の環」は、人の営みと自然、環境が調和した地域を目指すため、地球温暖化防止を推進する市民、市民団体、企業等と連携し、地域の環境活動と経済活動が良好な関係で循環することに配慮しながら、深刻化する地球温暖化に対して地域ぐるみでその防止活動を推進してゆくことを目的とする。

(事業)

第4条 「温暖化防止の環」は、前条の目的を達成するため、目標値を掲げて事業を行うとともに、地域の地球温暖化防止活動の支援を行う。

第2章 会員等

(「温暖化防止の環」会員)

第5条 協議会は、飯田市内に所在する第3条の「温暖化防止の環」の目的に賛同し、理念を一とする団体または、飯田市内に在住、勤務し、第12条第4項第2号に規定する「温暖化防止の環」の役員会により推薦された個人で組織する。

(「温暖化防止の環」からの退会等)

第6条 会員（前条の規定により「温暖化防止の環」を組織するものをいう。以下同じ。）は、会員でなくなるときは、会員が別に定めるところにより申出を行い、会長の承認を受けるものとする。

2 「温暖化防止の環」は、会員に会員としてふさわしくない非行があったと認められるときは、第18条の規定による議決を経て会員から除名することができる。

(届出)

第7条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、「温暖化防止の環」にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第8条 「温暖化防止の環」に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

- 2 前項の役員は、会員（団体である会員にあってはその代表者）の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員職務）

第9条 会長は、総会で決定された事業の実施にかかる進行管理を行うほか、会務を総理し、「温暖化防止の環」を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 「温暖化防止の環」の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号の実施において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員任期）

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中において役員に欠員が生じた場合は、後任の役員を選出するものとし、この場合における後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員会の設置及びその権能）

第12条 協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第8条第1項の役員をもって組織する。
- 3 役員会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 4 役員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 第13条に掲げる企画部会が立案、報告してきた総会で決すべき事項の協議
 - ア 事業計画及び収支予算及び事業の執行に関する事項
 - イ 事業報告及び収支決算
 - ウ この規約及び第18条各号に規定する規程の制定及び改廃
 - (2) 「温暖化防止の環」に参画を希望する個人についての協議と参画の推薦
 - (3) その他協議会の事業推進を図るため必要な事項についての協議
- 5 役員会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 役員会の議長は、役員として役員会の議決に加わることができない。

（例会の設置）

第13条 「温暖化防止の環」に、事業実施や「温暖化防止の環」の運営に関して、会員の意見、情報を交換し、必要に応じて意思決定を行うために例会を置く。

- 2 例会は、「温暖化防止の環」の会員をもって組織する。
- 3 例会は、毎月1回開催し、会員の参加は任意とする。
- 4 例会のうち、年1回は総会とする。

第4章 総会

（総会の種別等）

第14条 「温暖化防止の環」の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が行う。
- 3 通常総会は、会長が招集し、一の事業年度において事業終了後3ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第9条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 会長は、前条第4項第1号の規定により請求があったときは、総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に事前に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) その他「温暖化防止の環」の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) この規約の変更
- (2) 「温暖化防止の環」の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会までに「温暖化防止の環」に提出するものとする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を「温暖化防止の環」に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき「温暖化防止の環」の事業を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、飯田市地球温暖化対策課に置く。
- 3 「温暖化防止の環」は業務の適正な執行のため、事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、「温暖化防止の環」の庶務を総括する。

(書類及び帳簿の備付け)

第21条「温暖化防止の環」は、第2条の事務所に必要とされる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第22条「温暖化防止の環」の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支予算)

第23条「温暖化防止の環」の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

2 前項に掲げる予算は国、県、飯田市、その他団体、民間企業等からの交付金、補助金、助成金、委託金等をもってあてる。

(監査等)

第24条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催前に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して通常総会で報告しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第9章 雑則

(細則)

第25条 この規約に定めのあるもののほか、「温暖化防止の環」の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年10月1日から施行する。

2 「温暖化防止の環」の設立初年度の役員を選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 「温暖化防止の環」の設立初年度の収支予算の議決については、第23条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

4 「温暖化防止の環」の設立初年度の会計年度については、第22条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。